

第 1 7 1 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

| | |
|------|-----------------------------------|
| 開催日時 | 平成26年12月19日(金) 午後1時30分～午後2時30分 |
| 場 所 | 群馬県庁 審議会室(7階) |

第171回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成26年12月19日(金) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 群馬県庁 審議会室(7階)
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、小林 享、小山 洋
越智繁雄(代理 信田啓貴)、末松広行(代理 佐藤榮一)、宮前鎌十郎
岩井 均、あべともよ、高田勝浩、金井康夫
- 4 欠席委員 堀越恒弘、日垣由美、柴田正夫
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、浅田次長、
建築住宅課 大塚次長、木村次長
下水道課 桑原課長、女屋主監、海老沼次長
- 6 議案
第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第2号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び太田都市計画下水道
利根川佐波流域下水道(佐波処理区)の変更について
第3号議案 太田都市計画及び館林都市計画下水道
利根川左岸流域下水道(西邑楽処理区)の変更について
第4号議案 桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道
利根・渡良瀬流域下水道(桐生処理区)の変更について
第5号議案 太田都市計画及び藪塚都市計画下水道
利根・渡良瀬流域下水道(新田処理区)の変更について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第171回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただ今から、第171回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いいたします。まず、委員の皆様のお出席状況について、ご報告いたします。本日、ご出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在12名出席されております。従いまして、群馬県審議会条例第5条第1項の規定による定足数の2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。なお、この審議会は、お手元にお配りいたしました次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。それでは、開会に当たりまして丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(丸山会長)

本日は委員の皆様方にはお忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。本日の議案は、お手元の次第の通りでございます。審議事項が5件ございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(事務局)

それではこれより議事に入らせていただきます。丸山会長よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項5件でございます。議事の進め方でございますが、関連する議案については従来より一括上程とさせていただいております。お手元の議案のうち、第二号議案から第五号議案までの4議案は関連する議案でございますので、一括上程とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案の説明は、幹事からいたします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきます。田中委員と小林委員をお願いいたします。

次に、議案の審議に入る前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

いずれの議案も公開ということによろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それではそのようにさせていただきます。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

それでは事務局から、本日の傍聴者について御報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が3名、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで、遵守して下さい。なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影を許可いたします。

(写真撮影)

(丸山会長)

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを協議いたします。事務局から説明を求めます。

第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(事務局)

建築住宅課の木村と申します。よろしく申し上げます。

第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。まずお手元に配布してございます参考資料を一枚めくって頂きますでしょうか。こちらに建築基準法第51条ただし書き許可についてでございます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、特定行政庁が県の都市計画審議会の議を経て、その敷地位置が都市計画上支障が無いと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。

その裏のページをご覧くださいませでしょうか。

裏のページにですね、建築基準法等の該当条文を記載してございます。

その上から3つ目の黒ポツでしょうか。そちらの方にですね、産業廃棄物処理法施行例の抜粋が記載してございます。この条文に該当するものが、産業廃棄物処理施設として許可対象となっております。その8の2の条文のですね途中からですけど、がれき類の破碎施設であって、一日あたりの処理能力が5トンを超えるものと書いてございます。今回の案件はこれに該当する施設になってございます。

そのためですね今回許可権者でございます、特定行政庁の太田市長からこの審議会に付議され、皆様にご審議いただくのでございます。

それでは私の方からまず、今回の概要を説明させていただきまして、その後引き続き詳細につきまして、太田市の補助説明者の方から説明させていただきます。

付議書の1ページをご覧くださいませでしょうか。

特定行政庁であります、太田市長からの付議書となっております。続きまして2ページに今回の許可対象施設の概要を記載してございます。

名称につきましては、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域につきましては、工業専用地域。申請者の住所氏名につきましては、群馬県太田市新田反町130番地1 上毛再生アスコン株式会社 代表取締役 池田 博。所在地につきましては、太田市新田反町130-1、2、4でございます。敷地面積は、3,496.17平方メートル。主な施設は、産業廃棄物中間処理施設。処理能力については、1日あたり560トンのアスファルト塊を破碎する処理施設でございます。

申請理由ですけれども、本施設は、昭和58年より再生アスファルト混合物の製造及び販売を行っていた施設でございますけれども、今回、正確で均等な大きさを処理するため、アスファルト塊を破碎する施設を新たに増設するということとございます。そのため本施設が許可対象の産業廃棄物処理施設に該当するということになりましたので、今回建築基準法第51条ただし書きの許可を得るもの、ということとございます。

引き続き許可権者でございます、太田市の建築指導課太田課長より説明をお願いします。

太田市建築指導課の太田と申します。よろしくお願いたします。

それでは第1号議案について補助説明をさせていただきます。

申請者の上毛再生アスコン株式会社は昭和58年より、現在地にて再生アスファルト混合物の製造・販売を主な業務として行っております。近年アスファルト発生材を有価物でなく廃棄物として扱うのが全国的な流れであり、廃棄物として扱うのに当たり、群馬県東部環境事務所から破碎処理の前後でアスファルト塊、これはアスファルトの塊のこととございますが、これを明確に区別できる様にすべきとの指摘を受けました。そこで今回アスファルト塊を正確に均等な大きさを処理する破碎処理施設を新設する計画に至りました。

次に添付図面の説明をさせていただきます。スクリーン又は図-1を御覧下さい。

これは都市計画図に申請地の位置を示しており、中央の赤塗りの部分が申請地でございます。

敷地は太田市都市計画区域内にあり、太田市役所新田支所から南東へ約1,550メートル。東武伊勢崎線木崎駅から北へ約2,140メートル離れた、新田中部工業団地内で工業専用地域に位置しております。又青色の四角で示すものが、申請地近くの学校等でご

ざいまして、申請地から最も近いものまでの距離は木崎幼稚園までが650メートル、木崎小学校までが約1,070メートルでございます。

次のスクリーン又は図-2を御覧下さい。付近見取図でございます。

申請地から300メートルの範囲を赤色の線で示しております。赤塗りで示した部分が今回の申請地であります。周囲の水色部分が工業専用地域でございます。青色で示した部分が工場であり、黄色で示したものが住宅であります。最も近い住宅までの距離は南東約205メートルでございます。搬入搬出道路は黄緑色で示しております。

申請地の南側を通っている道路が、市道2級58号線でございます。同じく東側を通っている道路が、県道桐生・新田木崎線。西側を通っている道路が市道2級60号線でございます。

南出入口の前面道路に通学路の指定はございません。

敷地東の桃色の場所を、従業員駐車場として使用しております。

次のスクリーン又は図-3を御覧下さい。こちらは土地利用計画図で、上が北を示しております。

敷地東西及び南の一部に、緑色で塗られている緑地帯がございます。既存建築物は資材置場、事務所及び試験室がございます。

敷地西側にあります、既存のアスファルト合材サイロで、再生アスファルト混合物の製造をしております。

また敷地東側にあります、水色と桃色に塗られた場所が、アスファルト塊を破碎処理しているエリアでございます。今回赤丸で囲った位置に、破碎機を設置する計画でございます。

また青色の矢印が、敷地内の雨水が流れる経路になります。アスファルトから溶け出した油が敷地外に流失しない様に、敷地内で2度油水分離層で処理された後、南側の側溝に放流されております。

次のスクリーン又は図-4を御覧下さい。こちらは廃棄物処理施設の位置関係と、処理工程を示しております。

配置図内の矢印がアスファルト塊の動線でございます。右側が工程の説明でございます。

破碎処理の工程の流れに沿ってご説明いたします。①南出入口からトラックで受入をいたします。②トラックスケールで計量し、③水色で示している保管場所に集積されます。その後、④パワーショベルにより破碎機であります、ロールクラッシャーに投入し、10センチメートル程度に破碎処理いたします。これを一次破碎と呼びます。⑤桃色で示している破碎処理後、保管場所に集積され、⑥ホイールローダにより車両に積み込まれ搬出されます。

水色及び桃色で示している保管場所は、屋根の無い露天の保管でございます。

次のスクリーン又は図-5を御覧下さい。こちらが、アスファルト再生事業の流れを示しております。

円の中央、オレンジ色で塗られている部分を、今回の申請者である上毛再生アスコンが担っている事業でございます。

円の右上部分になりますが、上毛再生アスコンで一次破碎されたアスファルト塊は、伊勢崎市にあります、有限会社クラッシングセンターで二次破碎・分級、これは大きさごとに振り分けることですが、この分級を経て再生アスファルト骨材となります。

それを再度、上毛再生アスコンへ持ち込み、再生アスファルト合材として出荷され、再び道路舗装材料として再利用されることとなります。

次のスクリーン又は図－6を御覧下さい。こちらが申請敷地の防音壁等の設置位置を示しております。

緑色が既存防音壁、青色が既存の亜鉛鋼板塀の位置を示しております。

今回新設破碎機からの騒音に対応するため、破碎機の周囲に防音シートを設置し、騒音基準をクリアする計画でございます。

又、破碎時に発生する粉じんに対しては、新たに散水設備を設置し、発生を抑制する計画でございます。

次のスクリーン又は図－7を御覧下さい。こちらは廃棄物処理施設の設置手続きの概要について示しております。

赤の矢印が廃棄物処理工及び、建築基準法の流れを示しております。

左の廃棄物処理法に係る手続きにつきましては、①事前協議書の提出を平成25年10月23日にしております。③関係者からの合意につきましては、地元周辺住民、地元自治会及び近隣事業者に対して説明を行い、合意をもらっております。

その際、反対意見や要望はございませんでした。⑮平成26年5月26日付けで、事前協議が終了しております。

又、緑色で示しているのが建築基準法の手続きでございます。法第51条の許可申請は、平成26年10月8日に提出され、本日都市計画審議会へ付議となっております。

今後の廃棄物処理法の手続きといたしましては、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可後に着工及び完成検査を得て、平成27年6月下旬頃に運営が開始される計画となっております。

スクリーンによる説明は以上でございます。

続いて、敷地位置の適宜の判断について、補足説明をさせていただきます。

当該施設は、アスファルト廃材を受け入れ、それらを加工処理し、再生品化を行うなど、循環型社会の推進に貢献していることから、社会経済上必要な施設であること。

申請地は、都市計画マスタープランにおいて、産業拠点として位置づけられている工業団地内に位置しており、現在もアスファルト塊を小割機により、破碎する事業を行っている場所であること。周辺には、住宅・商業施設等の密集地も無く、都市計画法及び関連規定について支障がないこと。住民説明会及び、自治会との環境保全に関する覚書を交わしているなど、周辺住民等への周知・合意が図られていること。騒音・振動・臭気・大気汚染・水質汚濁等については、生活環境影響調査書から法令規制内の計画であり、設備対策

・環境保全に関する覚書の遵守及び、定期的な点検・測定により公害防止対策が図られていることなど、処理計画が適切であると判断されることから、その敷地位置が都市計画上支障の無いものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補助説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

いいですか。

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御質問なり御意見があればお願いします。

(岩井委員)

いいですか。先ほどの説明ですと、このアスファルト塊というのは、道路舗装の場合に利用ということですが、今回するものについても同じような使われ方を利用されるのですか。

(事務局)

再生アスコンとしてですね、道路舗装の舗装をやり替える時に、舗装材を撤去しまして、今回の施設に搬入されて、一次破碎という形で10センチ程度の大きさに破碎されます。それをまた二次破碎・分級を得まして、それにアスファルト等を添加したうえで、また再度道路舗装材のアスファルト合材として、道路のアスファルト舗装に利用される。という再生のサイクルになっている。

(岩井委員)

今回これを作ることによって、トラック等の車両の増加っていうのはどの程度になるんですか。

(事務局)

処理場につきましては、従前とですね変化は無いということで、今回の機械を新しくすることによって、増加するという台数は無い訳なんですけど、現状を申しますと搬入車両としては10t車が20台程度、搬出が10t車が17台程度ということで、これ1日当たりですけども、そういった台数になっております。

(岩井委員)

そんなに多くはないですね。事前協議が終了しているということなんですけど、そこらへんの住宅等で反対をされている方というのはいらっしやらなかったですか。

(事務局)

説明会を開催しておりますが、反対者はいないということです。

(岩井委員)

全て同意しているということですか。

(事務局)

はい。

(小林委員)

具体的に振動対策はどのような風にされていますか、或いは粉じん対策ですね、それから臭気対策は先ほどあっさり説明がありましたけど、具体的にどんなことで対応をしていますか。

(事務局)

振動ですか。基本的に振動については、防音措置については先ほど説明したとおりの対応をしている訳ですけど、現在の規制値が振動については70デシベル。環境衛生調査等で実際に試験した際の数値につきましては、45デシベル未満ということで数値を下回っているのです、特に現状でその振動対策というのは行っていません。

(小林委員)

では臭い、発生する粉じんに対してはどんな処理を。

(事務局)

粉じんにつきましては、先ほどの説明の中で出ましたけども散水設備ですね。ホコリに対して散水設備を新設して、粉じん対策とすると。

臭いについてはですね、臭気に関しては悪臭の発生は特に無いということで、特には対策をしてないと。

(小林委員)

発生しないということによろしいですか。

(事務局)

はい。

(小林委員)

それから図-6の防音壁になるんですけど、これは緑地帯の内側に沿って作られるんですか。

(事務局)

はい。現状もうすでに設置されている訳ですけども、緑地帯の内側ですね設置されているという。

(田中委員)

今の意見にもう少し詳しく聞きたいのですが、その散水設備というのは粉じんが生じた時に手で散水するとかっていう様なものではなくて、きちんとした散水設備で粉じんの被害が地域に及ばない様になっている、しっかりしたものなんでしょうか。

(事務局)

機械を常時動かしているという訳では無くてですね、破碎する作動時に手で水処理という設備と。

(田中委員)

もう一つ聞きたいのですが、先ほど地元住民には説明会を開催しということなんですが、説明会に出られなかった方にはどのように説明しているのでしょうか。

(事務局)

今年の7月に2回に渡りまして、説明会を開催する訳なんですけども、その際に今回の事業計画の内容を説明したうえで、開催通知書を配布しているということで、もし意見等があるのであればその時点で何か出て来ているのかなと思いますし、欠席された方にもついてもですね。

ただその説明会の中でも、反対意見や要望等も無かったという状況でございまして、既存でもうすでに利用しているというのものもあるのかなと思いますし。

(あべ委員)

先ほど交通量や処理量は変化が無いということだったんですけど、騒音や振動に関しては変化はどのくらい予想されるのでしょうか。

(事務局)

これもですね、先ほどの騒音につきましては、規制値70デシベルですがそれを下回る形で、環境衛生調査の中で推定している数値は62デシベルから68デシベルということで、規制値を下回っている状況でございます、その点に関しては。

(あべ委員)

規制値を下回っているのは分かっているんですけど、今までと比べてどのくらい増えるというか。現状とどのくらい変化があるか。

(事務局)

あくまでもこれは推計でやっていますので、こういった数値なんですけど。今までの機械に比べると、そういった破碎専用の機械ですから騒音の低減は図られるかなと考えています。

(あべ委員)

低減が図られるんですね。

(事務局)

現状が何デシベルかという数値はちょっと今無いんですけど。

(あべ委員)

もし、設置した後に要望が出て来た場合には、どのように対応する予定ですか。

(事務局)

それは住民説明会の中で、地区との覚書を交わしていますので、そういった振動が規制値を上回っちゃったとか、そういった問題が発生した場合は、それを改善する対応をすぐ取りますということで、覚書を交わしていますので、その対応をきちんとするということが事業者の方から聞いております。

現状の作業時の騒音。やはり同程度ですね、62デシベルから68デシベル。

今年の1月に測定した中では、低い所で62デシベル。高い所で68デシベル。ほとんど変化は無いということです。

(丸山会長)

他に何かありますか。

それでは御質問もないようですので御意見伺いたいと思います。

本原案について、都市計画上の必要なしと決定することで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それではそのように決定させていただきます。

続いて、長いので読みませんが第二号から第五号議案、いずれも下水道の変更についてがございます。先ほど申し上げましたとおり4つの議案一括上程をいたします。

事務局から説明を求めます。

第2号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び太田都市計画下水道
利根川佐波流域下水道（佐波処理区）の変更について

第3号議案 太田都市計画及び館林都市計画下水道
利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）の変更について

第4号議案 桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道
利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）の変更について

第5号議案 太田都市計画及び藪塚都市計画下水道
利根・渡良瀬流域下水道（新田処理区）の変更について

下水環境課の海老沼と申します。よろしく申し上げます。

それでは第2号議案から第5号議案につきまして、東毛地区における流域下水道の名称の変更のみを行う同一の議案となることから、一括してご説明をさせていただきます。

まずは、議案書の確認も含めまして、議案書の3ページ、第2号議案の方ををご覧くださいと思います。

伊勢崎都市計画、赤堀都市計画、東都市計画及び、太田都市計画下水道 利根川佐波流域下水道（佐波処理区）の変更についてでございます。

4ページをお開き下さい。

それぞれの都市計画地域からの汚水を受け入れております、利根川佐波流域下水道（佐波処理区）の名称を、東毛流域下水道（佐波処理区）と、変更を行うものでございます。

変更の理由でございますが、簡潔に記載をさせて頂いております。読み上げさせていただきます。

東毛地区における3つの流域下水道の名称を統一して整備・管理するため、下水道の名称を変更するものでございます。

こちらが、第2号議案でございます。

5ページの方をご覧ください。

第3号議案は、太田都市計画及び館林都市計画下水道 利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）の名称変更に関する議案です。

6ページも、先程と同様な名称の変更理由となっております。

7ページの方を続けてご覧ください。

第4号議案でございます。桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道 利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）の名称変更に関する議案です。

8ページも、先程と同様な名称変更の理由となっております。

さらに9ページの方をご覧くださいと思います。

第5号議案は、太田都市計画、蕨塚都市計画下水道 利根・渡良瀬流域下水道（新田処理区）の名称変更に関する議案でございます。

10ページも、先程と同様となっております、いずれの議案も、流域下水道の名称変更のみの議案となっております。

それでは別綴りになっております議案添付図面の方ですね、ご覧いただきたいと思っております。

後ろから4枚の部分がですね、今回の第2号議案から第5号議案に関する総括図となっております。

第2号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画の総括図をご覧くださいと思います。4枚目になります。

都市計画で定めたものは、下水道の名称、排水区域、下水管渠、下水処理場となりますが、ご覧のとおり、右下に佐波水質浄化センター、赤堀幹線とか図示してしておりますけども、全て黒色の表示となりまして、今回変更するものがございませんので、赤の表示はございません。

第3号議案の方の図面の方もご確認いただきたいと思います。

同じように、黒だけでなっております。

第4号の議案の方の図面をご覧いただきたいと思います。

なお、お手元にあります桐生処理区の図面につきましては、今回印刷時にズレを生じてしまいまして、赤の部分とか少し重なってない所がありますけど、本日ご配布させていただきました資料の方を見ていただければ、重なっているということですね、全て黒表示となっているということでご確認いただきたいと思います。

第5号議案の図面の方もご確認いただきたいと思います。

こちら処理場から、幹線関係の方は全て黒で変更するものはございません。

ご覧のとおり今回変更するものはございませんですけど、少し具体的なご説明をさせていただくために、お手元に本日お配りしました、群馬県のパンフレットの方をお手数ですけど、少し開いていただきたいと思います。

中側の図面の所をですね開いていただきますと、こういう形でパワポで見た様な形になりますので、すみません図面が大きいものですので。

左の下の所に、本県流域下水道の事業計画一覧というところを掲示させていただいております。

表の左側からご確認いただきたいのですが、本県の流域下水道は、沼田市とみなかみ町で実施しております「利根川上流流域下水道（奥利根処理区）」それから、前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、甘楽町、玉村町で実施しております「利根川上流流域下水道（県央処理区）」、それから、本日の第3号議案となっております、太田市、千代田町、大泉町、邑楽町で実施しております「利根川左岸流域下水道（西邑楽処理区）」、それから第4号議案の桐生市とみどり市で実施する「利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）」、第5号議案の太田市で実施する「利根・渡良瀬流域下水道（新田処理区）」、第2号議案の伊勢崎市と太田市で実施しております「利根川佐波流域下水道（佐波処理区）」の、4流域下水道6処理区で事業を行っております。

図面の真ん中の方をご覧いただきたいと思います。表記内容の方を簡単にご説明させていただきます。

ご覧のとおり、処理区域というものが表の方と色が対になっておりまして、水色で示しました一番奥の奥利根処理区 沼田市のところを、見ていただきたいのですが、沼田市・みなかみ町の行政区域が今回水色で示させていただいております。少し中心のところですね濃く示した区域がございますけれど、こちらが流域下水道によって汚水処理を行う

区域となっておりございます。

その下の所に四角で囲った中にアルファベットのTの文字が書かれてると思います。こちらが下水処理場の位置を示しております。トリートメントプラントというやつを略称で書かさせていただきました。

そのTのところから白い線が北の方に伸びていると思います。こちらが県が設置し管理しております「流域下水道幹線」でございます。流域下水道の木で例えますと、幹となる様なものでございます。

処理区域の境というものは、また緑色で示させていただいております。それぞれの処理区域というのは緑色で示しております。

それでは、右下の伊勢崎市から東側の今回の議案に関する地区をご覧いただきたいと思っております。

第2号議案から第5号議案の3つの流域下水道を東毛地区に配置しております、それぞれの色の濃い部分が先ほど申し上げた様に、下水道計画区域となっております。

この東毛地区は、市町村合併前には、伊勢崎市、桐生市、太田市など、3市10町2村の15市町村で、流域下水道事業を行って参った訳でございますけれども、現在は4市3町と7つの市と町で、構成する市町村の数は半減以下になっている状況が現在でございます。

それから紫色の太田市の部分を見ていただきたいのですが、左下の先ほどご紹介いたしました表でもご確認いただけますけれども、太田市の行政区域の中には東側が西邑楽処理区、西側を新田処理区、更にその西側を佐波処理区ということで、3つの流域下水道に配置されていることになっております。

また、市街地中心部分が黄色く着色されておりますけれども、こちらは太田市が単独で事業を実施する、公共下水道の区域となっており、太田市の行政区域は、下水道の計画区域が複雑な形に混ざり合った形というのが現状になってございます。

このように、東毛地区には、3つの流域下水道がございまして、合併により市町村の数が半減してきている事、また、太田市においては流域下水道計画が複雑な状況になっていること等を考慮いたしまして、東毛地区におけます3つの流域下水道の名称を「東毛流域下水道」に統一し、流域下水道事業の分かり易さの改善を図るという事でございます。

また、名称が統一される事で、県や市町の連携も深まり、コスト縮減などのさまざまな検討も進め易くなるという風に考えております。

そういったことから、名称の変更を行いまして、下水道の整備や維持管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、審議に先立ちまして、都市計画法第18条の規定により、関係する市町より意見聴取を行いましたが、全て「異存なし」「同意する」との回答をいただいております事を申し添えます。

以上で、第2号～第5号議案の説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、只今ご説明いただきました、本四議案に対してご審議あればお願いいたします。

(あべ委員)

この図面で見ると、一つの流域下水道の中に複数の処理区があるのは、今回の東毛処理区だけということですか。

(事務局)

群馬県の中に、先ほどの利根川上流流域下水道も奥利根処理区と県央処理区というので流域下水道で二処理区ありますので、今回も東毛流域下水道ということでご承認いただきますと、中に処理区が四つほど出来る様な形になります。

(あべ委員)

今回一括して管理することによって、コスト縮減等も見込めるということだったんですけども、その辺はどの程度ですか。

(事務局)

まだ事業計画のことを、これからは考えていく話なので、まだ具体的にどこまでという数字はまだ出してございませんけども、これからそういう枠組みを作っていく上で、名前の方を統一させていただきたいということで、今回は名前の変更ということでございます。

(丸山会長)

他にはございますか。

それでは、御意見を伺います。

本四議案について、いずれも原案のとおり決定するというので、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは、決定をさせていただきます。

(丸山会長)

以上で、本日の議案審議は終了致しました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従ってご退場してください。

静粛なご審議、ご協力誠にありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

それでは最後に「3. その他」について事務局から、何かありますでしょうか。

(中島課長)

次回以降の審議会の開催についてでございますが、例年ですとあと1回の開催になりませんが、今年度につきましては5年ごとに行っております、都市計画の線引きの見直しの時期に当たっております。その点の議案数の関係からあと2回の開催とさせて頂きたいと思っております。

具体的にはお手元に日程の資料がございますけれども、次回の第172回につきましては平成27年2月13日午前10時から。

第173回群馬県都市計画審議会につきましては、平成27年3月10日の13時30分からを予定しております。

次回につきましては、この場所では無くて議会庁舎3階の302会議室で行いたと思います。3月10日については同じ場所の、7階審議会室を予定しております。以上でございます。

(丸山会長)

ということで、あと2回あると。なんか議案がいっぱいありそうですが、よろしゅうございますか。

それではそのように、予定をさせていただきます。

その他なにかございますか。

それでは、特に無いようですので、以上で終了させていただきます。本日は、熱心な御審議ありがとうございました。またよろしくお願いたします。

(閉会：14：30)

(議事録署名人)
